

独立行政法人国民生活センター平成21年度予算概算要求状況

【要求概要】

独立行政法人国民生活センターの平成21年度運営費交付金の算定に当たっては、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（閣議了解）及び「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）並びに中期目標を踏まえ、平成21年度の業務等経費について見直し等を図り、国民生活に関する情報の提供及び調査研究等並びに重要消費者紛争の解決手続を行なうために必要な平成21年度の運営費交付金の所要額を算出することとした。

なお、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上のため、前年度交付金に対して254.2%の増額とした。

【運営費交付金算定ルール】

I 収 入

平成21年度収入予定額 = 自己収入見積額
143,702千円

II 支 出

1. 業務経費 = (20年度平年度化予算額 - 20年度一時経費) × 効率化係数 × 政策係数 × 消費者物価指数
6,055,048千円 1,534,102 172,822 99% 389.35814% 100%

+ 特殊要因
807,796

2. 一般管理費 = 20年度予算額 × 効率化係数 × 消費者物価指数
221,131千円 227,970 97% 100%

3. 人件費 = 20年度平年度化予算額 × 給与改善率 × 効率化係数 + 人員増分 + 退職手当
1,370,024千円 1,149,315 100% 99% 66,034 165,898

4. 計(1+2+3) = 業務経費 + 一般管理費 + 人件費
7,646,203千円 6,055,048 221,131 1,370,024

III 運営費交付金(II-I) = 支 出 - 収 入

7,502,501千円 7,646,203 143,702

平成 2 1 年度概算要求額

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額 (A)	平成 21 年度 要 求 額 (B)	比 較 増△減額 (B) - (A)	備 考
収 入				
運営費交付金	2,951	7,503	4,551	254.2%増
事業収入等	144	144	0	
施設整備費補助金	354	—	皆減	
合計	3,449	7,646	4,197	221.7%増
支 出				
業務経費	1,534	6,055	4,521	1. PIO-NET 刷新経費 (518) 2. 事故情報 DB 構築経費 (138) 3. 裁判外紛争解決手続体制整備 (96) 4. 「消費者行政推進基本計画」に基づく地方消費者行政支援による増 (3,955) 5. 既定分の効率化等による減 (△186)
一般管理費	228	221	△7	既定分の効率化による減
人件費	1,333	1,370	37	1. 増員分 (66) 2. 既定分の効率化による減等 (△29)
施設整備費	354	—	皆減	
合計	3,449	7,646	4,197	221.7%増

(注) 四捨五入の関係等で、合計は一致しない。

○業務経費の増額の主な内訳

1. 新規増額

- (1) P I O - N E Tシステム刷新のための経費（518 百万円）
P I O - N E Tの機能の向上を図りつつ、新たなシステムの開発を行なうための経費
- (2) 事故情報データバンクの構築に係る経費（138 百万円）
インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報の収集を図るために事故情報データバンクを構築を行なうための経費
- (3) 裁判外紛争解決手続き体制整備に係る経費（96 百万円）
独立行政法人国民生活センター法の改正（平成 20 年法律第 27 号）により、平成 21 年 4 月から裁判外紛争解決手続きを実施するための経費

2. 地方支援事業に基づく増額

- (1) 消費生活相談専門家の巡回訪問（2,293 百万円）
経験豊富な相談員を、消費生活センター等の求めに応じて定期的に訪問し助言・指導を実施するための経費
- (2) P I O - N E T端末の追加配備（551 百万円）
P I O - N E T端末機が設置されていない市町村へ同端末機を配備するための経費
- (3) 専門相談アドバイザーの配置（788 百万円）
弁護士・一級建築士等を、都道府県・政令指定都市の中核センターに常駐させ、高度・専門的な相談について助言・指導を実施するための経費
- (4) 消費生活相談窓口の休日対応（74 百万円）
国民生活センターにおいて、土日祝日も相談窓口を開設し、消費者相談に対応するための経費
- (5) 消費生活センターへの相談員の配置（188 百万円）
都道府県に相談員を配置し、相談内容・危害情報等を収集・整理し国民生活センターへ報告し、国民生活センターからの情報発信及び消費者啓発等を実施するための経費
- (6) 消費生活相談員養成講座の拡充（54 百万円）
全国 7 都市において相談員養成のための研修を実施するための経費
- (7) 企業向け研修の実施（7 百万円）
主要都市 4 箇所において、企業の消費者関連部門に所属している職員等に対して研修を実施するための経費

【注記】

なお、平成 20 年度 1 次補正予算に以下のとおり 926 百万円が措置されている。

- (1) P I O - N E Tシステム刷新のための経費（217 百万円）
- (2) 事故情報データバンクの構築に係る経費（88 百万円）
- (3) 消費生活相談専門家の巡回訪問（63 百万円）
- (4) P I O - N E T端末の追加配備（279 百万円）
- (5) 企業職員研修経費（7 百万円）
- (6) 商品テスト機能強化経費（272 百万円）